

「フィリピン共和国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」 (昭和50年7月5日付け50農蚕第3800号農蚕園芸局長通達) 一部改正
 新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則別表1の付表第15のフィリピン共和国産マニラスーパー種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和50年7月5日農林省告示第693号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則別表1の2の項のフィリピン共和国産マニラスーパー種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和50年7月5日農林省告示第693号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満足しているものとする。 ア <u>生果実をこん包に収納する前に合成樹脂製の包装材料（通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。</u> イ 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている<u>こん包</u>を使用すること。 ウ <u>こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。</u> (2) こん包場所	2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 通気孔を設けた<u>箱</u>を使用してこん包する場合は、次のア又はイの条件を満足しているものとする。 ア <u>箱に収納する前に生果実を合成樹脂製のこん包材料で包み込んでいること。</u> イ 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている<u>箱</u>を使用すること。 (2) こん包場所

改 正 後	現 行
告示5の消毒の実施の確認は、原則として、フィリピン共和国植物防疫機関と共同して、蒸熱処理施設内に積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心（ただし、蒸熱処理施設が差圧方式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心）が飽和蒸気により46.0度に達した後、その温度以上で10分間保持されたこと、生果実の中心温度の測定点が正確であったこと等を確認して行うものとする。 (2) 輸出検査の確認 ア 告示5の検査の確認は、原則として、マンゴウ生果実のこん数の5パーセント以上についてフィリピン共和国植物防疫機関が行う検査に<u>立ち会い</u>、<u>検疫有害動植物</u>、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。 イ [略] ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより<u>検疫有害動植物</u>がないことを確認したときは、<u>植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする</u>。	告示3の(3)の消毒の実施の確認は、原則として、フィリピン共和国植物防疫機関と共同して、蒸熱処理施設内に積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心（ただし、蒸熱処理施設が差圧方式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心）が飽和蒸気により46.0度に達した後、その温度以上で10分間保持されたこと、生果実の中心温度の測定点が正確であったこと等を確認して行うものとする。 (2) 輸出検査の確認 ア 告示3の(3)の検査の確認は、原則として、マンゴウ生果実のこん数の5パーセント以上についてフィリピン共和国植物防疫機関が行う検査に<u>立会い</u>、<u>有害動物又は有害植物</u>、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。 イ [略] ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより<u>有害動物又は有害植物</u>がないことを確認したときは、<u>次の様式により植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする</u>。

改正後

現行

〔削る〕

区 分	確認者氏名印	3センチメートル
消毒確認 月 日 時		
検査確認 月 日 時		

← 10センチメートル →

5 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、輸出植物検疫終了の表示は生果実表面に、また、仕向地の表示はこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

輸出植物検疫終了の表示



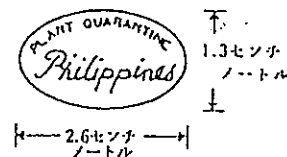
又は



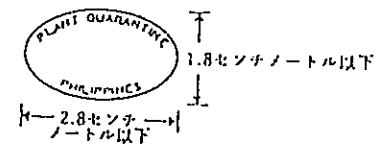
5 表示

告示6の生果実及びこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

生果実の表示



又は



改正後	現行
<u>仕向地の表示</u> FOR JAPAN 〔 削る 〕 <u>6 輸入検査</u> (1) 〔 略 〕 (2) 植物検査証明書が添付されていない場合、<u>告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又は</u>	<u>こん包の表示</u> FOR JAPAN ↓ 5センチメートル ↑ 以上 ←19センチメートル以上→ <u>6 輸入検査の場所</u> <u>輸入検査は、植物防疫法施行規則第6条第1項に掲げる港及び飛行場のうち、主として次に掲げる港又は飛行場（以下「輸入港」という。）の植物防疫官が指定する場所において行うものとする。</u> <u>(1) 港：京浜港，名古屋港，大阪港，神戸港，関門港，那覇港</u> <u>(2) 飛行場：新東京国際空港，東京国際空港，名古屋空港，大阪空港，福岡空港，那覇空港</u> <u>7 輸入検査</u> (1) 〔 略 〕 (2) <u>告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検査証明書が添付されていない場合、告示5の(3)の封印がなされていない場合、告示6の表示がなされていない場合又は</u>

改正後	現 行
又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返を命ずるものとする。 (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の<u>手続</u>及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 (4) 〔略〕 ア 〔略〕 イ 〔略〕	こん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の<u>手続</u>き及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 。 (4) 〔略〕 ア 〔略〕 イ 〔略〕